

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()				
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	円	調整前連結税額基準額 $(22) \times \frac{(1)}{(20)}$	13		
				個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14		
				法人税額基準額 (13)と(14)のうち少ない金額	15		
				当期税額控除可能額 (12)と(15)のうち少ない金額	16		
				調整前連結税額超過構成額 $(24) \times \frac{(16)}{(23)}$	17		
				法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16) - (17)	18		
				連結所得の金額 (別表四の二「55の①」)	19		
				特定建物等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (適用連結法人の(1)の合計)	20		
				調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	21		
				総調整前連結税額基準額 $(21) \times \frac{20}{100}$	22		
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(16)の合計)	23		
				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の⑮」)	24		
				法人税額の特別控除額の合計額 (23) - (24)	25		
				個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1		
				調整前連結税額の個別帰属額 $(21) \times \frac{(1)}{(19)}$	2		
				取得価額の合計額 (別表六の二(十二)付表「10」の合計)	3		
				拡 充 型 計 画 の 場 合 に お け る 計 算	控 除 対 象 額	特定期間分 $(5) \times \frac{4}{100}$	4
						同上のうち別表六の二(十二)付表「1」が措法第68条の15第2項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	5
				移 転 型 計 画 の 場 合 に お け る 計 算	控 除 対 象 額	特定期間以外 $((4) - (5)) \times \frac{2}{100}$	7
						特定期間以外 $((8) - (9)) \times \frac{4}{100}$	11
				税 額 控 除 限 度 額	税 額 控 除 限 度 額	特定期間分 $(9) \times \frac{7}{100}$	10
						特定期間以外 $((8) - (9)) \times \frac{4}{100}$	11
				税額控除限度額 (6) + (7) + (10) + (11)	12		
				(3)のうち拡充型計画に係る額	4		
				同上のうち別表六の二(十二)付表「1」が措法第68条の15第2項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	5		
特定期間分 $(5) \times \frac{4}{100}$	6						
特定期間以外 $((4) - (5)) \times \frac{2}{100}$	7						
(3)のうち移転型計画に係る額	8						
同上のうち別表六の二(十二)付表「1」が措法第68条の15第2項第1号に掲げる期間内であるものに係る額	9						
特定期間分 $(9) \times \frac{7}{100}$	10						
特定期間以外 $((8) - (9)) \times \frac{4}{100}$	11						
税額控除限度額 (6) + (7) + (10) + (11)	12						

別表六の二十二 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十二）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の15第2項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。